

別表() 中学校教諭一種免許状(社会)取得希望者の単位修得方法(昼間コース)
平成24年度以降入学者 (平成23年度以前入学者は取得できません。)

免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎 憲法・基礎	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe(水泳) 健康スポーツf(スキー) 健康スポーツg(スキー) 生活と健康		1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 A 英語 B	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2		
	・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教育心理	2		
	・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		社会科教育法	2		
			社会科教育法	2		
			社会科・公民科教育法	2		1
			社会科・公民科教育法	2		2
	・道徳の指導法		道徳教育	2		
	・特別活動の指導法		特別活動論	1		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2		
教育実習		5	事前・事後指導 教育実習 教育実習	1 2 2		
教職実践演習		2	教育実践演習(中・高)	2		
合単位		31		32	2	32単位必修

教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
		授業科目	必修	選択必修		
日本史及び外国史	20 単位	日本史	2		2	
外国史		2				
地理学(地誌を含む。)		2				
「法律学, 政治学」		法学	2			
		国際法				4
		行政法				4
		民法・基礎				2
		民法・基礎				2
		刑法				4
		憲法		4		
		行政法				4
		租税法				4
		民法				4
		民法				4
		民法				2
		刑法				2
		国際機構論				4
		商法				4
		商法				4
		商法				4
	民事手続法			4		
倒産処理法			2			
知的財産法			4			
労働法			4			
社会保障法			4			
国際経済法			4			
国際取引法			4			
「社会学, 経済学」	経済学入門	2				
	経済学入門	2				
	統計学			2		
	マクロ経済学		4			
	ミクロ経済学		4			
	経済史			2		
	経済分析論			4		
	数理統計学			4		
	計量経済学			4		
	経済データ解析論			4		
	経済学史			4		
	日本経済史			4		
	外国経済史			4		
	国際経済学			2		
	公共経済学			4		
	労働経済学			4		
	産業組織論			4		
	金融論			4		
	国際金融と世界経済			4		
	現代ファイナンス理論			4		
国際貿易理論			4			
国際マクロ経済学			4			
「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲学			2		
	倫理学			2		
	宗教学			2		
要修得単位	20	12	8		3科目から2科目選択必修	

教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて8単位以上修得すること。

備考:

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(31単位)を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち「社会科・公民科教育法」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含める(1)。
- 「教科に関する科目」のうち「憲法」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目(4単位)を選択必修とする(2)。
- 「教科に関する科目」のうち20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる。
- 「教職に関する科目」のうち、別表()～()において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」及び「教科に関する科目」(日本史, 外国史, 地理学を除く)は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 特別支援学校(盲学校, 聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。